

網走市空き家等対策検討会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、網走市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成26年規則第1号）第8条の規定に基づく網走市空き家等対策検討会議（以下「検討会議」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 空き家等の老朽度・危険度の判定基準の策定及び運用に関すること。
- (2) 網走市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第4号）に基づく空き家等の所有者等に対する指導、勧告及び命令並びに公表に関すること。
- (3) その他空き家等に関する総合的な対策に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員により組織する。

2 会長は、市民部長とし、検討会議を総務する。

3 副会長は、建設部長とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、職務を代理する。

4 会議の委員は次の者とする。

- (1) 生活環境課長
- (2) 建築課長
- (3) 都市開発課長
- (4) 市民課長
- (5) 企画調整課長

(会議)

第4条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、**原則として非公開とする。**

(事務局)

第6条 事務局は市民部生活環境課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。